

○大分市審議会等の会議の公開に関する規程

平成 22 年 3 月 29 日

告示第 179 号

(目的)

第 1 条 この規程は、審議会等の会議（以下「会議」という。）の公開に関する基本的事項を定めることにより、審議会等の透明かつ公正な運営を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするため必要な体制を整備するとともに、市民の市政に対する理解と関心を高め、もって開かれた市政を推進することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第 2 条 この規程の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置する附属機関とする。

(会議公開の原則)

第 3 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 大分市情報公開条例（平成 16 年大分市条例第 3 号）第 7 条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に相当する事項について審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害される

ことが明らかに想定されるとき。

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開（会議の一部の非公開を含む。次項において同じ。）の決定は、審議会等が前条の規定に基づきこれを行うものとする。

2 審議会等は、会議を非公開とすることと決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等は、開催する会議について、会議開催案内書（様式第1号）を作成し、あらかじめ公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、審議会等の設置目的、会議において審議等を行う事項の内容等を総合的に勘案し、前条第1項の規定により審議会等がその後の会議において審議等を行う事項について一括して非公開と決定の上その旨を公表したとき（想定に反し公開すべき事項の審議等を行うときを除く。）、その他会議の開催ごとに前項の規定による公表を要しないと認められるときは、同項の規定による公表をしないことができる。

3 第1項の規定による公表は、原則として会議を開催する日前7日までに、大分市公告式条例（昭和38年大分市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示するとともに、市ホームページへの掲載、総務課情報公開室（以下「情報公開室」という。）における閲覧等の方法によりこれを行うものとする。

(会議の公開等)

第6条 会議の公開は、審議会等が会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）に当該会議の傍聴を承認することにより行うものとする。

2 審議会等は、傍聴者（前項の規定による承認を受けた傍聴希望者をいう。以下同じ。）の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

3 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議の傍聴に係る受付時において、傍聴希望者に当該傍聴に係る注意事項等を記載した書面を配布するものとする。

4 第1項の規定による承認は、次条各号に掲げる事項に該当する者を除き、会議の傍聴に係る受付時において傍聴希望者受付票（様式第2号）に記入した傍聴希望者の順にこれを行うものとする。ただし、当該傍聴希望者が第2項の規定により定められた傍聴者の定員を超えるときは、審議会等が定める方法によりこれを行うものとする。

5 審議会等は、第1項の規定による承認をしたときは、傍聴承認書（様式第3号）を傍聴者に交付するものとする。

6 審議会等は、会議を公正かつ円滑に行うため、傍聴に関する手続等を定めるものとする。

(傍聴を承認しない者)

第7条 審議会等は、次の各号のいずれかに該当する者については、会議の傍

聴を承認しないものとする。

- (1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカードその他示威行為のために利用すると認められるものを携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は当該会議の審議等を阻害する行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第8条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議の会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議中において、非公開に係る事項を審議等しようとするとき、又は想定に反し非公開とすべき事項を審議等する必要がある場合において審議会等により非公開の決定がなされたときは、直ちに会議の会場から退場すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の審議等を阻害する行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第9条 審議会等は、傍聴者が前条に規定する遵守事項に違反したときは、これを制止し、当該傍聴者がこれに従わないときは、会議の会場から退場させることができる。

(会議資料の提供)

第10条 審議会等は、傍聴者に会議資料（非公開情報を除く。）を配布すること等により、傍聴者が会議の内容を理解することが容易となるよう努めるものとする。

(会議開催結果の概要及び会議録の作成)

第11条 審議会等は、会議が終了した後において、速やかに会議開催結果の概要（様式第4号）及び会議録を作成するものとする。

(会議開催結果の概要の情報提供)

第12条 審議会等は、前条の会議開催結果の概要を作成したときは、原則として、速やかに、市ホームページに掲載するとともに、当該会議開催結果の概要及び第10条の会議資料を情報公開室において閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による掲載及び閲覧の期間は、当該掲載をし、及び閲覧に供した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して3年とする。

(特別の事情がある場合の会議の公開に係る特例)

第13条 緊急に会議を開催すべき事態が生じた場合において第4条から前条までに規定する事項であって必要と認められるものを審議会等において決定等をする暇がないとき、その他特別の事情があると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該審議会等の庶務を処理する課等の長（以下「担当課長」という。）がすべての委員の承諾その他の審議会等が定める方法により当該決定等を行うことができる。

2 新たに設置した審議会等の最初の会議を開催する場合において第4条から前条までに規定する事項であって必要と認められるものを審議会等において決定等を行うことができないときは、担当課長が当該決定等を行うことができる。

（運用状況の公表）

第14条 市長は、この規程の運用状況について、毎年公表するものとする。

（補則）

第15条 この規程に定めるもののほか、会議の公開に係る基本的事項に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

会議開催案内書

年 月 日

| | |
|--|------------------|
| 会 議 の 名 称 | |
| 会 議 の 開 催 日 時 | |
| 会 議 の 開 催 場 所 | |
| 会 議 の 議 題 | |
| 会議の公開又は非公開の区分 | 公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開 |
| 非 公 開 の 理 由 (非公開(一部非公開を含む。) の場合に記入すること。) | |
| 傍 聴 者 の 定 員 | 人 |
| 傍 聴 手 続 に 関 す る 特 記 事 項 | |
| 備 考 | |

傍聴希望者受付票

受付時において配布した書面及び傍聴承認書に記載された注意事項等を遵守することに同意します。

| 受付番号 | 開催日時 | 氏名 | 住所 | 結果 | 備考 |
|------|-------|----|----|--------|----|
| | 年 月 日 | | | 承認・不承認 | |
| | 年 月 日 | | | 承認・不承認 | |
| | 年 月 日 | | | 承認・不承認 | |
| | 年 月 日 | | | 承認・不承認 | |
| | 年 月 日 | | | 承認・不承認 | |
| | 年 月 日 | | | 承認・不承認 | |
| | 年 月 日 | | | 承認・不承認 | |
| | 年 月 日 | | | 承認・不承認 | |
| | 年 月 日 | | | 承認・不承認 | |
| | 年 月 日 | | | 承認・不承認 | |

様式第3号（第6条関係）

傍聴承認書

年 月 日開催の 会議の傍聴を承認します。

審議会等の名称

会議開催結果の概要

年 月 日作成

| | |
|--|----------------------|
| 会 議 の 名 称 | |
| 会 議 の 開 催 日 時 | 年 月 日 時 分から 時 分まで |
| 会 議 の 開 催 場 所 | |
| 会議の公開又は非公開の区分 | 公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開 |
| 非 公 開 の 理 由 (非公開(一部非公開を含む。) の場合に記入すること。) | |
| 傍 聴 者 数 | 人 |
| 出 席 委 員 | |
| 会 議 の 議 題 | |
| 情報交換や研究協議等の内容 の概要 (公開の場合に記入すること。) | |
| 備 考 | |